

仕 様 書

1 品 名

- (1) 大阪市長選挙投票用紙
- (2) 大阪市議会議員一般選挙投票用紙

2 種 類

- (1) 大阪市長選挙投票用紙 一般投票用
- (2) 大阪市長選挙投票用紙 点字投票用
- (3) 大阪市議会議員一般選挙投票用紙 一般投票用
- (4) 大阪市議会議員一般選挙投票用紙 点字投票用

3 数 量

- (1) 大阪市長選挙投票用紙 一般投票用
2,041,000 枚（一万包：195 五千包：9 五百包：92）
- (2) 大阪市長選挙投票用紙 点字投票用
5,000 枚（一百包：50）
- (3) 大阪市議会議員一般選挙投票用紙 一般投票用
2,041,000 枚（一万包：195 五千包：9 五百包：92）
- (4) 大阪市議会議員一般選挙投票用紙 点字投票用
5,000 枚（一百包：50）

※包装等については8を参照のこと

4 納入期限

令和9年3月12日（金）

5 納入場所

大阪市北区選挙管理委員会事務局 ほかに23か所
（詳細及び納入場所ごとの納品数は別紙1のとおり）

6 規 格 等

- (1) 大阪市長選挙投票用紙 一般投票用

ア. 紙 質 合成紙（BP コート 110 同等品）

※BP コート 110 以外の用紙を使用する場合は事前に本市の
確認を受けること（以下同じ）

イ. 紙 色 白色

ウ. 寸 法 縦 128mm 横 80mm

エ. 刷り色 文字及び印影（公印刷り込み）は黒刷り

オ. 原 稿 別紙2-1のとおり

- (2) 大阪市長選挙投票用紙 点字投票用

ア. 紙 質 色上質紙 特厚口

イ. 紙 色 白色

ウ. 寸 法 縦 106mm 横 151mm

エ. 刷り色 文字及び印影（公印刷り込み）は黒刷り
用紙の左上に点字で「しちよー」と表示

オ. 原 稿 別紙2-1のとおり

(3) 大阪市議会議員一般選挙 一般投票用

- ア. 紙 質 合成紙 (BP コート 110 同等品)
- イ. 紙 色 うす水色
- ウ. 寸 法 縦 128mm 横 80mm
- エ. 刷り色 文字及び印影 (公印刷り込み) は黒刷り
- オ. 原 稿 別紙 2-2 のとおり

(4) 大阪市議会議員一般選挙 点字投票用

- ア. 紙 質 色上質紙 特厚口
- イ. 紙 色 うす水色
- ウ. 寸 法 縦 106mm 横 151mm
- エ. 刷り色 文字及び印影 (公印刷り込み) は黒刷り
用紙の左上に点字で「しぎ」と表示
- オ. 原 稿 別紙 2-2 のとおり

7 校 正

あり

8 包 装 等

(1) 一般投票用

100 枚ごとに合紙を入れ 500 枚ごとに帯封の上包装し、5,000 枚又は 10,000 枚単位で段ボール箱に梱包すること。

段ボール箱には別紙 3 のとおり表示すること。また、帯封の貼り目に内容確認の封印をすること。

(2) 点字投票用

100 枚ごとで包装し、梱包の際に点字がつぶれないようにすること。

(3) (1) (2) とともに梱包には別紙 2 に準じて本市の指示する事項を表示すること。

また、これによりがたい場合は本市と協議の上決定すること。

9 作業について

(1) 本市職員を派遣するため、作業場所が近畿 2 府 4 県内に所在すること。

(2) 本用紙の重要性を考慮し、印刷に当っては漏洩・散逸等のないよう、特に取扱いには十分注意すること。また、試し刷りや印刷・裁断ミスをした用紙であっても取扱いには注意すること。

(3) 印刷の誤りや裁断の誤り等のないよう十分注意するとともに、本用紙との混入を防止するため、試し刷りには別用紙を用いること。また、これらの不良品が納入品中に混入しないよう厳重な検査を行うこと。

投票用紙の不備は選挙のやり直しとなるおそれがあり、多大な損害が生じるので万全を期すこと。

(4) 公印の印影については、公印を押印した資料を提供するが、本目的のみに使用することとし、作業に必要ななくなり次第、速やかに本市へ返還すること。

(5) 刷出は本市職員立会いの下で行うこととし、その他の作業についても本市職員が随時立ち会えるようにしておくこと

(6) 版組から梱包仕上げまでの具体的な作業の日程や時間については、契約後、速やか作業工程案を提示すること。

- (7) 版組から梱包仕上げ、発送準備までは同一施設内で作業を行い、納品前に施設外へ投票用紙を移動させないこと。やむを得ず移動させる必要がある場合は、あらかじめ本市の承認を得ること。
- (8) 用紙の払出及び次工程への受渡しの際には、作業記録票等により正確に検数すること。
- (9) パウダーは計数機や交付機に不具合を生じるので、極力使用しないこと。使用する場合は、あらかじめ本市の承認を得ること。

10 安全の確保について

- (1) 作業中は、関係者以外の作業場所への立ち入りを禁止すること。
- (2) 本用紙の印刷や保管に当たっては、紛失・盗難等が絶対に発生しないよう、納入までの期間中は専用の保管場所を用意し、IC カードロックシステム等を用いて、部外者はもちろんのこと他部署の社員（営業部門等）の工場内への出入りも責任を持って管理し、安全の保持に万全を期すること。
- (3) 使用後の投票用紙の原版、試し刷り、印刷・裁断ミス及び残余分の用紙は、受注者の責任において確実に処分し、絶対に外部に出さないこと。また処分が完了した時は、その旨本市に報告すること。
- (4) 印刷の途中でその日の作業を終了する場合は、保管場所の施錠・封印、もしくは印刷機に封印する等、必要に応じた措置をとること。
- (5) 用紙の計数確認及び帯かけ作業は、他の作業場所から分離し、混同しないようにすること。

11 納入について

- (1) 納入日時はあらかじめ本市と調整すること。
- (2) 受領には各区選挙管理委員会事務局職員が立会うこととする。
- (3) 汚れ・損傷をきたさないよう、また雨天時は雨がかけられないよう養生すること。

12 仕様書の質問について

- (1) 本仕様書に関する疑義については、事前に担当者まで確認すること。なお、契約締結後の疑義については、すべて本市の解釈とする。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (2) 本仕様書に明示されていない事象が生じた場合は、本市と協議のうえ定めることとする。ただし、軽微なものについては、本市の指示に従うこと。

13 その他

- (1) 納入の際は、「グリーン配送に係る特記仕様書」によること
- (2) 納入時には細心の注意を払い、納品物もしくは建造物等に破損等の損害を与えた場合や、第三者に損害を与えた場合には、受注者において速やかにその損害の補償・賠償を行うこととし、本市は一切の責任を負わないこととする。ただし、本市の責めに帰すべき事由においてはこの限りではない。
- (3) 納品物に不具合が検出された場合は、受注者の責任において代替品と交換すること
- (4) 本業務を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない
- (5) 大阪市暴力団排除条例を遵守すること。
- (6) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、本業務に関する一切の経費を勘案したうえ、応札するものとする。

- (7) 契約締結した者は、契約の履行に関して、本市の職員から違法又は不適正な要求を受けたときはその内容を記録し、直ちに大阪市行政委員会事務局総務部総務課（連絡先：06 - 6208 - 8571）に報告しなければならない。

14 事業担当

大阪市行政委員会事務局選挙部選挙課 今別府

電話 06-6208-8586 ファックス 06-6204-0900

別紙1 投票用紙 納入先等一覧

納 入 先			大阪市長選挙用						大阪市議会議員一般選挙用						総計(参考)					
			一般投票用				点字投票用		一般投票用				点字投票用		一般投票用				点字投票用	
			数量	内 訳			数量	内 訳	数量	内 訳			数量	内 訳	数量	内 訳			数量	内 訳
名 称	住 所	連絡先(電話番号)		一万包	五千包	五百包				一万包	五千包	五百包				一万包	五千包	五百包		
大阪市 北区選挙管理委員会事務局	大阪市 北区扇町2-1-27 大阪市 北区役所内	06- 6313 -9626	107,000	10	1	4	200	2	107,000	10	1	4	200	2	214,000	20	2	8	400	4
大阪市 都島区選挙管理委員会事務局	大阪市 都島区中野町2-16-20 大阪市 都島区役所内	06- 6882 -9626	81,000	8	0	2	200	2	81,000	8	0	2	200	2	162,000	16	0	4	400	4
大阪市 福島区選挙管理委員会事務局	大阪市 福島区大開1-8-1 大阪市 福島区役所内	06- 6464 -9626	62,000	6	0	4	200	2	62,000	6	0	4	200	2	124,000	12	0	8	400	4
大阪市 此花区選挙管理委員会事務局	大阪市 此花区春日出北1-8-4 大阪市 此花区役所内	06- 6466 -9626	47,000	4	1	4	100	1	47,000	4	1	4	100	1	94,000	8	2	8	200	2
大阪市 中央区選挙管理委員会事務局	大阪市 中央区久太郎町1-2-27 大阪市 中央区役所内	06- 6267 -9626	86,000	8	1	2	200	2	86,000	8	1	2	200	2	172,000	16	2	4	400	4
大阪市 西区選挙管理委員会事務局	大阪市 西区新町4-5-14 大阪市 西区役所内	06- 6532 -9626	82,000	8	0	4	200	2	82,000	8	0	4	200	2	164,000	16	0	8	400	4
大阪市 港区選挙管理委員会事務局	大阪市 港区区岡1-15-25 大阪市 港区役所内	06- 6576 -9626	60,000	6	0	0	200	2	60,000	6	0	0	200	2	120,000	12	0	0	400	4
大阪市 大正区選挙管理委員会事務局	大阪市 大正区千島2-7-95 大阪市 大正区役所内	06- 4394 -9626	47,000	4	1	4	100	1	47,000	4	1	4	100	1	94,000	8	2	8	200	2
大阪市 天王寺区選挙管理委員会事務局	大阪市 天王寺区真法院町20-33 大阪市 天王寺区役所内	06- 6774 -9626	59,000	5	1	8	200	2	59,000	5	1	8	200	2	118,000	10	2	16	400	4
大阪市 浪速区選挙管理委員会事務局	大阪市 浪速区敷津東1-4-20 大阪市 浪速区役所内	06- 6647 -9626	54,000	5	0	8	100	1	54,000	5	0	8	100	1	108,000	10	0	16	200	2
大阪市 西淀川区選挙管理委員会事務局	大阪市 西淀川区御幣島1-2-10 大阪市 西淀川区役所内	06- 6478 -9626	72,000	7	0	4	200	2	72,000	7	0	4	200	2	144,000	14	0	8	400	4
大阪市 淀川区選挙管理委員会事務局	大阪市 淀川区十三東2-3-3 大阪市 淀川区役所内	06- 6308 -9626	141,000	14	0	2	300	3	141,000	14	0	2	300	3	282,000	28	0	4	600	6
大阪市 東淀川区選挙管理委員会事務局	大阪市 東淀川区豊新2-1-4 大阪市 東淀川区役所内	06- 4809 -9626	131,000	13	0	2	300	3	131,000	13	0	2	300	3	262,000	26	0	4	600	6
大阪市 東成区選挙管理委員会事務局	大阪市 東成区大今里西2-8-4 大阪市 東成区役所内	06- 6977 -9626	63,000	6	0	6	200	2	63,000	6	0	6	200	2	126,000	12	0	12	400	4
大阪市 生野区選挙管理委員会事務局	大阪市 生野区勝山南3-1-19 大阪市 生野区役所内	06- 6715 -9626	76,000	7	1	2	200	2	76,000	7	1	2	200	2	152,000	14	2	4	400	4
大阪市 旭区選挙管理委員会事務局	大阪市 旭区大宮1-1-17 大阪市 旭区役所内	06- 6957 -9626	70,000	7	0	0	200	2	70,000	7	0	0	200	2	140,000	14	0	0	400	4
大阪市 城東区選挙管理委員会事務局	大阪市 城東区中央3-5-45 大阪市 城東区役所内	06- 6930 -9626	127,000	12	1	4	300	3	127,000	12	1	4	300	3	254,000	24	2	8	600	6
大阪市 鶴見区選挙管理委員会事務局	大阪市 鶴見区横堤5-4-19 大阪市 鶴見区役所内	06- 6915 -9626	82,000	8	0	4	200	2	82,000	8	0	4	200	2	164,000	16	0	8	400	4
大阪市 阿倍野区選挙管理委員会事務局	大阪市 阿倍野区文の里1-1-40 大阪市 阿倍野区役所内	06- 6622 -9626	82,000	8	0	4	200	2	82,000	8	0	4	200	2	164,000	16	0	8	400	4
大阪市 住之江区選挙管理委員会事務局	大阪市 住之江区御崎3-1-17 大阪市 住之江区役所内	06- 6682 -9626	87,000	8	1	4	200	2	87,000	8	1	4	200	2	174,000	16	2	8	400	4
大阪市 住吉区選挙管理委員会事務局	大阪市 住吉区南住吉3-15-55 大阪市 住吉区役所内	06- 6694 -9626	114,000	11	0	8	300	3	114,000	11	0	8	300	3	228,000	22	0	16	600	6
大阪市 東住吉区選挙管理委員会事務局	大阪市 東住吉区東田辺1-13-4 大阪市 東住吉区役所内	06- 4399 -9626	100,000	10	0	0	200	2	100,000	10	0	0	200	2	200,000	20	0	0	400	4
大阪市 平野区選挙管理委員会事務局	大阪市 平野区背戸口3-8-19 大阪市 平野区役所内	06- 4302 -9626	139,000	13	1	8	300	3	139,000	13	1	8	300	3	278,000	26	2	16	600	6
大阪市 西成区選挙管理委員会事務局	大阪市 西成区岸里1-5-20 大阪市 西成区役所内	06- 6659 -9626	72,000	7	0	4	200	2	72,000	7	0	4	200	2	144,000	14	0	8	400	4
計			2,041,000	195	9	92	5,000	50	2,041,000	195	9	92	5,000	50	4,082,000	390	18	184	10,000	100

投票用紙の様式（市長）

1. 一般投票用

市長

令和9年4月11日執行
大阪市長選挙投票

大阪市長選挙管理委員会印

候補者氏名

(注意)

候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
候補者でない者の氏名は、書かないこと。

2. 点字投票用

墨字の上から点字で「しちよー」と表記する。

市長

令和9年4月11日執行
大阪市長選挙投票

点字投票

候補者氏名

(注意)

1 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
2 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

大阪市長選挙管理委員会印

投票用紙の様式（市議）

1 一般投票用

市議

令和9年4月11日執行
大阪市議会議員一般選挙投票

大阪選挙管理委員会印

（注意）
一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

2 点字投票用

墨字の上から点字で「しぎ」と表記する。

市議

令和9年4月11日執行
大阪市議会議員一般選挙投票

大阪選挙管理委員会印

点字投票

候補者氏名

（注意）
一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

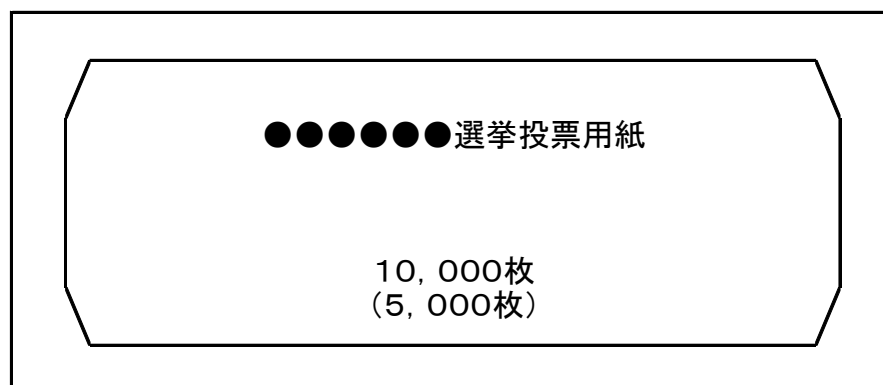
100枚(点字用)梱包の表示



500枚梱包の表示



10,000(5,000)枚梱包の表示



※●●●●●●の部分には、種類に応じて「大阪市長選挙」または「大阪市議会議員一般選挙」のいずれかを表示すること

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（行政委員会事務局選挙部選挙課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（行政委員会事務局選挙部選挙課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電 話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。